

2024年11月13日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

## 欧州 Import Control System 2 (ICS2) 対応について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、EU税関による入港前のセキュリティ対策として、ICS 2(※1) が導入され、適用範囲が海上へも拡大となりました。EU各国とスイス・ノルウェー・北アイルランドを含む対象国向け・経由のすべての貨物が対象となります。

12月4日出港以降のACL(もしくはエクセルD/R)上には、下記の情報を漏れないようにご記載いただきますようお願い申し上げます。

なお、このACL(もしくはエクセルD/R)にご記載いただく情報とは別に、今後、ICS2に必要な情報をご提供いただくこととなる予定です。こちらにつきましては、準備ができ次第あらためてご案内をさせていただきますので、ご対応よろしくようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 【ACL(もしくはエクセルD/R)への記載必須項目】

- \* SHIPPER, CONSIGNEE, NOTIFY PARTY の正確な名称・住所・TEL No.
- \* CONSIGNEE の EORI 番号
- \* 正確かつ詳細な商品名(※2)
- \* 6桁の HS CODE(輸入申告に使用する HS CODE)
- \* 化学品輸送のための ECICS CUS コード(※3)

※1 ICS2の詳細については、欧州委員会(EC)のWebサイトを併せてご覧ください。

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/customs-security/import-control-system-2-ics2-0\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/customs-security/import-control-system-2-ics2-0_en)

※2 曖昧な表記は避け、6桁の HS CODE に基づいた具体的な品名をご記載ください。

以下のリンク先にて EU 税関発行の品名表記ガイドラインをご参照いただけます。

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance\\_acceptable\\_goods\\_description\\_en.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance_acceptable_goods_description_en.pdf)

※3 以下のリンク先から ECICS CUS コードデータベースへアクセスできます。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance\\_consultation.jsp?lang=en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance_consultation.jsp?lang=en)

以上

なお、ご質問等がございましたら、最寄りの各拠点までお問い合わせください。

|      |                    |       |                    |
|------|--------------------|-------|--------------------|
| 大阪本社 | TEL : 06-6260-4701 | 名古屋支店 | TEL : 052-232-7730 |
| 東京本社 | TEL : 03-3276-5941 | 神戸支店  | TEL : 078-222-1071 |
| 横浜支店 | TEL : 045-226-2051 | 福岡営業所 | TEL : 092-436-4480 |